

6月26日付国際定期商用便再開の無期限停止に関する発表

6月12日付政令180/20では「ルアンダ発着の旅客用国際航空便については、国家保健当局の許可を前提に、2020年6月30日から運航が再開される」とされていましたが、6月26日付運輸省発表により国際定期商用便の再開が無期限停止となる旨発表されました。詳細は以下のとおりです。

1. 航空便

(1) アンゴラ発着の全ての国際定期商用便の運航は、無期限で停止となる。

(2) 6月12日付政令180/20第3条1項で掲げる以下の事情による人道支援便及び特別便のみ運航が許可される。

ア アンゴラ人および外国人居住者のアンゴラへの再入国

イ 外国人の本国への帰国

ウ 公務による渡航

エ 貨物, 商品, 郵便貨物

オ 人道援助

カ 緊急医療

キ 乗り継ぎ

ク 外交官, 領事官の出入国

ケ 遺体移送(同伴者は2名まで認められる)

コ 特定の業務を行う外国人専門家

(3) アンゴラ発着の国際定期商用便の再開時期は、国内感染状況を踏まえ、国家保健当局により決定され、国家民間航空当局により規定される特定の規則に従うこととなる。

2. 検査

(1) アンゴラに入国する全ての者は、渡航日の8日前までに PCR 検査を受けなければならない。

(2) 上記1. (2)で定義される便でアンゴラから国外へ渡航する者については、行先国が検査の実施を求める場合のみ、渡航前に検査を受けなければならない。

3. 検疫

(1) 災害事態宣言、国境封鎖措置、ルアンダ州封鎖措置が適用されている間は、国外からアンゴラに入国する全ての者は、政府指定施設で14日間の検疫下に置かれる義務を負う。

(2) 入国者が希望すれば、自ら費用を負担することを条件に、国家保健当局から承

認を受けた宿泊施設で検疫義務を履行することができる。

(3) 仮に、入国者が、保健省により承認された民間機関で PCR 検査を行う場合、検疫期間が7日に縮減され得る。

4. 例外

(1) 外交関係に関するウィーン条約の適用を受ける外交官や領事官については、自宅検疫を実施しなければならない。

(2) 石油や鉱物セクターに属する入国者については、最低72時間前に事前に担当当局に通報すれば、特別な扱いが施される。